

## ＜抜粋＞

# 経済財政運営と改革の基本方針 2014 について

平成 26 年 6 月 24 日

## 第 1 章 アベノミクスのこれまでの成果と今後の日本経済の課題

### （今後の 4 つの課題）

上記の方針から、経済財政運営の今後の課題は、以下の 4 つの課題に整理される。

第一の課題は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減への対応である。消費税率が本年 4 月に引き上げられたことによる反動減はこれまでのところ想定内という見方が多い。経済対策が総じて順調に執行され、また、賃上げによる効果も今後顕在化すると考えられることから、駆け込みの反動減を乗り越えて景気回復が続くと期待される。政府としては、引き続き経済対策の執行状況や耐久財等の需要動向を慎重に見極めつつ、必要があれば機動的な政策対応を行って、経済再生に向けて万全を期す。

第二は、足元の動き始めた経済の好循環の更なる拡大と企業の主体的行動である。雇用情勢が改善する中で、業種・地域によっては人手不足も生じており、しかも、今後人口が減少する中で、人手不足は持続するおそれがある。景気回復に伴って、生産性の向上など、需要面だけでなく供給面にも目配りした政策運営を行う必要がある。まずは、ミスマッチの解消を図り、職探しを諦めた人々の労働市場への参入を促す。併せて成長戦略の強化・深化によって生産性の向上を図ることが必要である。民間経済主体の将来に対するコンフィデンスを強化することによって、積極的な経済活動を促進し、イノベーションの活性化を図る。このように経済好循環の環を更に拡大し、「再生の 10 年」（2013～2022 年度）の平均で名目 GDP 成長率 3 % 程度、実質 GDP 成長率 2 % 程度の成長の姿につなげていく。こうした好循環の維持・拡大のためには、昨年の政労使会議における取りまとめに基づき、政労使それぞれが取組を進めていく必要がある。このため、引き続き政労使が連携して取組のフォローアップを図るとともに、労働市場の構造変化等を踏まえ、雇用・賃金・その他関連する諸制度の在り方等についても検討することが重要である。経常収支の黒字の急減には、我が国経済の構造変化、新興国の需要減速等に加え、エネルギー価格の上昇や為替変動による輸入物価上昇の影響が大きい。当面はエネルギーコスト高への対策を講じ、資源・エネルギーを安価かつ安定的に確保するとともに、省エネ・省資源や海外の資源権益確保等により価格交渉力の強化に努めることが必要である。こうした取組等により、日本の実質的な豊かさを示す実質国民総所得（実質 GNI）の伸びを高めていく。

第三の課題は、日本の未来像に向けた制度・システム改革の実施である。我が国は「人口急減・超高齢化」へ向かっており、この流れを 2020 年を目途に変えて、持続的・安定的な

成長軌道に経済を乗せるべく、必要な改革を行う。

第四の課題が経済再生と両立する財政健全化である。三本の矢が持続的に効果を発揮するためには、政府が財政規律を堅持することが求められる。強い経済を実現し、経済成長を通じた税収の増加等を実現するとともに、裁量的経費のみならず義務的経費も含めた聖域なき歳出削減により、経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生の一段の進展に寄与するという好循環を目指す。

## 2. 経済再生の進展に向けた基本的方向性

力強い経済再生の進展の鍵は、労働や資本の量的・質的向上を始め、全要素生産性（TFP）の上昇を通じて労働・資本が付加価値を生み出す際の生産性を高めていくことにあり、イノベーションとコーポレートガバナンスはその実現のために特に重要な手段である。このため、労働力人口の減少が見込まれる中、抜本的な少子化対策を講じるとともに、女性、若者、高齢者を始め、全ての人々が意欲、個性、能力に応じて活躍できるような社会が実現することを目指す。また、教育の再生・人材育成、キャリア教育・職業教育の充実等により、質の高い人材を育成していく。民間投資を喚起し、対日直接投資を促進するため、法人税改革、国家戦略特区の活用を始めとした規制の見直し、資源・エネルギーの安価・安定確保等により、「世界で一番ビジネスがしやすい環境」を整備する。さらに、民間資金の活用、中長期の安定した投資の促進により成長資金の供給を強化する。公的・準公的資金の運用等の高度化を図る。

## 4. 日本の未来像に関わる制度・システムの改革

### （「人口急減・超高齢化」の克服）

デフレ脱却・経済再生の先に、もう一つ超えなければならない高いハードルがある。現在の日本は、「人口急減・超高齢化」へ確実に向かっている。この流れを変えなければ、持続的・安定的な成長軌道に乗っていくことはできない。人口急減・超高齢化の流れを変えることは容易でなく、流れが変わっても効果が現れるまで長期間を要する。人口急減・超高齢化の流れを変えられない場合には、経済規模が収縮し、縮小スパイラルに陥るおそれがある。そこに至っては、もはや回復は困難となろう。従来の子育て対策の枠組みにとらわれず、福祉分野以外にも、教育、社会保障、社会資本整備、地方行財政、産業振興、税制など、あらゆる分野の制度・システムを若者・子ども世代や次の世代のためになっているか、結婚しやすく子育てしやすい環境を実現する仕組みになっているかという観点から見直し、2020年を目途にトレンドを変えるために抜本的な改革・変革を推進すべき時期に来ている。希望通りに働き、結婚、出産、子育てを実現することができる環境を整え、人々の意識が大きく変わり、2020年を目途にトレンドを変えていくことで、50年後にも1億人程度の安定的な人口構造を保持することができるが見込まれる。

### （望ましい未来像に向けた政策推進）

人口急減・超高齢化への流れを変え、望ましい未来像に向けた改革・変革を進めていくこ

とにより、以下のような道筋が描かれる。

- ① 人口急減・超高齢化に対する危機意識を国民全体で共有し、50年後に1億人程度の安定した人口構造を保持することを目指す
- ② 経済を世界に開き、絶え間なくイノベーションを起こし、高付加価値な財・サービスを生み出すことを通じて、成長を続ける
- ③ 年齢、性別に関わらず、意欲、個性や能力に応じて様々な形で活躍できる社会、制度、仕組みを構築する
- ④ 個性を活かした地域戦略と、地域における「集約・活性化」を進め、働き場所があつて暮らし続けられる地域社会をつくる
- ⑤ 基盤的な制度、文化、公共心など社会を支えている土台を大切にする望ましい未来像とそれに至るまでの道筋を共有し、現在必要となる取組について、局所的な対応に陥らないよう、優先度に留意しながら、全体として推進していくことが重要である。デフレ脱却・経済再生に向けた動きを確実にするとともに、その先を見据え、社会保障制度と財政の持続可能性を確保しつつ、地域社会の再生、発展を可能とし、日本経済の持続的・安定的な成長を実現していく観点から、人口急減・超高齢化の克服に向けた諸課題への対応にスピード感を持って取り組んでいく時である。とりわけ、地域の活力を維持し、東京への一極集中傾向に歯止めをかけるとともに、少子化と人口減少を克服することを目指した総合的な政策の推進が重要であり、このための司令塔となる本部を設置し、政府一体となって取り組む体制を整備する。アベノミクスを始めとする政府の取組についての国民の理解や世界への発信強化のため、内閣の基本方針について、引き続き各省が適切に連携しつつ内外広報の積極的かつ効果的な展開を図る。

## 第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題

### 1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮

#### (1) 女性の活躍、男女の働き方改革

女性が輝く社会を目指す。そのため、男女の働き方に関する様々な制度・慣行や人々の意識、ワーク・ライフ・バランスを抜本的に変革し、男女が意欲や能力に応じて労働参加と出産・育児・介護の双方の実現を促す仕組みを関係者で議論し構築していく。女性の活躍を推進するため、女性の活躍を支える社会基盤となる取組を進めるとともに19、役員・管理職等への女性の登用促進の目標達成に向けた情報開示の促進や公共調達の活用等の取組、仕事と子育て、介護の両立を進める企業への支援、女性のライフステージに対応した支援等を進める。さらに、税制・社会保障制度等について、女性の働き方に中立的なものにしていくよう検討を進める。ジョブ型正社員、短時間正社員など多様な正社員の普及やテレワークの推進に取り組むとともに、労働時間に関する意識改革への取組や働いた成果が適正に評価されるような仕組みへの改善を支援する。また、国家公務員についても、国が率先して女性職員の採用・登用の拡大に取り組むこととし、職員のワーク・ライフ・ balan

スも一体的に推進する。

### **(3) 複線的なキャリア形成の実現など若者等の活躍促進**

(若者等の活躍促進、再チャレンジ支援)

労働需給が改善している現況を好機ととらえて、以下の取組を強力に進める。若者等の活躍を促進するため、現状を踏まえた総合的な若者対策について法的整備の検討も含め強力に推進するとともに、就職・採用活動時期変更の円滑な実施に向けて必要な取組を進める。一旦失敗するとやり直すことが容易でない現状を改善し、複層的、複線的に多様な再チャレンジの機会を確保し、一人ひとりが活躍していくことができる環境を労使など関係者で議論し整備していく。非正規雇用労働者の教育訓練機会の確保、処遇改善、不本意非正規の正規雇用化等を進める。また、起業等に繰り返し挑戦できるよう支援を充実する。協力雇用主への支援を含む刑務所出所者等に対する就職支援等 26 を推進する。さらに、ユニバーサル社会の実現に向け、障害者については、職場定着などの就労支援を始めとした社会参加支援の充実、障害者の文化芸術活動の振興など活躍できる環境整備を推進する。

(生涯を通じて能力発揮できる人材育成、労働市場インフラ整備と人材不足への対応等)

新しい技術や産業に適応しつつ生涯を通じて能力発揮できるよう、人材育成や職業訓練の抜本的拡充、産業側・企業側ニーズに合致した質の高い職業訓練の実施、学び直し機会の拡充、ライフステージに応じたキャリア転換の支援など、自らの専門性を高める能力開発を行うことができる環境整備を進める。また、親の経済力や養育環境とは独立した形で、全ての子どもは様々な能力を伸ばす多様な機会が確保された社会とするため、子どもの貧困対策に関する大綱を策定し、官民が連携して子どもの貧困対策を推進することなどにより、格差の再生産を回避していく。さらに、労働市場のインフラ整備を進めるとともに、医療・福祉、建設業、運輸業、造船業等の人材不足が懸念される分野における人材確保・育成対策を総合的に推進する。あわせて、雇用保険制度、求職者支援制度による重層的なセーフティネットの構築を進めるとともに、中小企業・小規模事業者への支援を図りつつ最低賃金の引上げに努める。

### **(4) 少子化対策**

人口急減・超高齢化に対する危機意識を共有し、少子化危機ともいふべき現状を突破していかなければならない。出産・子育て支援も社会保障の柱であるという認識を共有しつつ、出生率の回復に成功した諸外国の経験も参考にしながら、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目のない支援」を行うため、財源を確保した上で子どもへの資源配分を大胆に拡充し、少子化対策を充実する 29。さらに、夫婦が希望する数の子どもを持てるよう、家庭や地域の方も視野に入れ、第三子以降の出産・育児・教育への重点的な支援など、これまでの少子化対策の延長線上にない政策を検討する。新たな少子化社会対策の大綱を平成 26 年度中に策定するとともに、子ども・子育て支援新制度を平成 27 年 4 月に施行する方針の下、取り組む。また、本制度に基づく幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図

るための財源の確保については着実に進め、消費税分以外も含め適切に対応していく。また、都市と地方のそれぞれの特性に応じた少子化対策に国と地方自治体、都道府県と市町村がそれぞれの役割に応じ連携した取組を推進するとともに、行政を始めとして、国民、企業、学校、メディアなど全ての関係者が少子化危機突破の認識を共有するための取組を進める。加えて、児童虐待防止対策を進める。

#### (5) 健康長寿を社会の活力に

高齢者の健康寿命を延伸し、その経験、能力を活かしていくことができる社会を実現していくことが必要である。希望する人は70歳まで働ける環境整備も検討課題である。それは、人口が減少する中で必要な労働力を確保していくことにつながる。このため、高齢者の就労支援やボランティア活動の推進等により、高齢者が地域社会に参画しやすい場づくりなど生涯現役社会に向けた環境整備を推進する。同時に、規制改革等を通じて民間活力を発揮させ、健康関連分野における多様な潜在需要を顕在化させることで、経済成長の活力としていく。

### 4. 日本の未来像に関わる制度・システムの改革

#### (「人口急減・超高齢化」の克服)

デフレ脱却・経済再生の先に、もう一つ超えなければならない高いハードルがある。現在の日本は、「人口急減・超高齢化」へ確実に向かっている。この流れを変えなければ、持続的・安定的な成長軌道に乗っていくことはできない。人口急減・超高齢化の流れを変えることは容易でなく、流れが変わっても効果が現れるまで長期間を要する。人口急減・超高齢化の流れを変えられない場合には、経済規模が収縮し、縮小スパイラルに陥るおそれがある。そこに至っては、もはや回復は困難となろう。従来の少子化対策の枠組みにとらわれず、福祉分野以外にも、教育、社会保障、社会資本整備、地方行財政、産業振興、税制など、あらゆる分野の制度・システムを若者・子ども世代や次の世代のためになっているか、結婚しやすく子育てしやすい環境を実現する仕組みになっているかという観点から見直し、2020年を目途にトレンドを変えるために抜本的な改革・変革を推進すべき時期に来ている。希望通りに働き、結婚、出産、子育てを実現することができる環境を整え、人々の意識が大きく変わり、2020年を目途にトレンドを変えていくことで、50年後にも1億人程度の安定的な人口構造を保持することができると思込まれる。

#### (望ましい未来像に向けた政策推進)

人口急減・超高齢化への流れを変え、望ましい未来像に向けた改革・変革を進めていくことにより、以下のような道筋が描かれる。

- ① 人口急減・超高齢化に対する危機意識を国民全体で共有し、50年後に1億人程度の安定した人口構造を保持することを目指す
- ② 経済を世界に開き、絶え間なくイノベーションを起こし、高付加価値な財・サービスを生み出すことを通じて、成長を続ける
- ③ 年齢、性別に関わらず、意欲、個性や能力に応じて様々な形で活躍できる社会、制度、

仕組みを構築する

- ④ 個性を活かした地域戦略と、地域における「集約・活性化」を進め、働き場所があって暮らし続けられる地域社会をつくる
- ⑤ 基盤的な制度、文化、公共心など社会を支えている土台を大切にす望ましい未来像とそれに至るまでの道筋を共有し、現在必要となる取組について、局所的な対応に陥らないよう、優先度に留意しながら、全体として推進していくことが重要である。デフレ脱却・経済再生に向けた動きを確実にするとともに、その先を見据え、社会保障制度と財政の持続可能性を確保しつつ、地域社会の再生、発展を可能とし、日本経済の持続的・安定的な成長を実現していく観点から、人口急減・超高齢化の克服に向けた諸課題への対応にスピード感を持って取り組んでいく時である。とりわけ、地域の活力を維持し、東京への一極集中傾向に歯止めをかけるとともに、少子化と人口減少を克服することを目指した総合的な政策の推進が重要であり、このための司令塔となる本部を設置し、政府一体となって取り組む体制を整備する。アベノミクスを始めとする政府の取組についての国民の理解や世界への発信強化のため、内閣の基本方針について、引き続き各省が適切に連携しつつ内外広報の積極的かつ効果的な展開を図る。

### 第3章 経済再生と財政健全化の好循環

#### 1. 経済再生と財政健全化の両立に向けた基本的考え方

経済再生なくして財政健全化はない。また、財政健全化なくして経済再生はない。このため、経済再生と財政健全化の好循環構築が不可欠である。財政健全化については、歳出・歳入両面の最大限の努力により、現下の著しく悪化した財政状況が経済再生の進展を損なうことがないようにするとともに、高齢化に伴って裁量的経費が相対的に縮減していく中で、より効果的に成長・発展に資する歳出となるよう重点化・効率化を図る。歳入面でも、成長志向型の税体系を目指していくという観点から取り組んでいく。少子高齢化の急速な進行、団塊の世代の更なる高齢化、家計貯蓄率の低下や経常収支黒字の縮小が想定される中で、持続可能な財政と社会保障の構築は必要不可欠である。経済再生、財政健全化と持続可能な社会保障の同時達成を目指していく。

(当面の財政健全化目標に向けて)

上記の考え方の下、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比を半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。「中期財政計画」にのっとり歳出の徹底した重点化・効率化などの収支改善努力を継続し、まずは2015年度目標の着実な達成を目指す。2020年度の基礎的財政収支の黒字化88に向けては、2015年度予算編成等を踏まえ、具体的な道筋を早期に明らかにできるように検討を進める。経済再生の進展を確かなものとしつつ、収支改善が可能なきにはできる限りの改善を図る。また、人口高齢化等を背景として増大する社会保障については、中期的に受益と負担の均衡を目指しながら、持続可能な制度の確

立に向けて着実に取組を進める。社会保障以外の支出については一層の重点化・効率化を進め、できる限り抑制する。経済財政諮問会議においては、半年毎に、経済財政の動向の点検を行いながら、財政健全化の進捗状況を確認する。こうした財政健全化に向けた取組を通じて、国債に対する信認を確保し、長期金利が急上昇するリスクに対応するとともに、家計や企業の財政に対する不安を払拭し、個人消費や民間投資の拡大を促していく。本年1月に公表された内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」では、良好な経済環境の下でも、2020年度に対GDP比1.9%程度（11.9兆円程度）の赤字が見込まれている。2020年度に向けて11.9兆円程度の赤字を解消するためには、6年間の単純平均で毎年2兆円程度の追加的な収支改善が必要とされる試算結果となっている。

（法人税改革）

日本の立地競争力を強化するとともに、我が国企業の競争力を高めることとし、その一環として、法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手する。そのため、数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す。この引下げは、来年度から開始する。財源については、アベノミクスの効果により日本経済がデフレを脱却し構造的に改善しつつあることを含めて、2020年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を確保するよう、課税ベースの拡大等による恒久財源の確保をすることとし、年末に向けて議論を進め、具体案を得る。実施に当たっては、2020年度の国・地方を通じた基礎的財政収支の黒字化目標達成の必要性に鑑み、目標達成に向けた進捗状況を確認しつつ行う。（再掲）

## 2. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方

歳出の重点化・効率化に当たっては、裁量的経費、義務的経費を通じて聖域なき見直しを行っていく必要がある。ここでは、個別の歳出分野として国の一般会計歳出に占める割合が高い社会保障、社会資本整備、地方財政を中心に、個別に基本的な考え方を示すが、他の分野においても、経済社会の構造変化に対応しつつ、歳出の重点化・効率化を進めていく。

### （1）社会保障改革

（基本的な考え方）

我が国の社会保障給付は、少子高齢化の更なる進行の中で、継続的に経済成長を上回るペースで増大しており、国民の負担の増大を抑制していくことが重要である。このため、国民のニーズに対応するための社会保障の機能強化を図りつつ、自助・自立のための環境整備を進める。国、地方公共団体、保険者等がそれぞれの役割を的確に果たすこと等により、医療・介護を中心に社会保障給付について、いわゆる「自然増」も含め聖域なく見直し、徹底的に効率化・適正化していく必要がある。その際、「自然増」について、高齢化による増加とそれ以外の要因による増加などその内容を厳しく精査していく。その際、先進的に取り組んでいる地域の事例の横展開や各制度の横断的見直しの視点が重要である。特に、地域横断的な医療介護情報のICT化により「見える化」を進め、各地域の状況を比較し

た結果を踏まえて医療介護支出の効率化・適正化を図る。世代間・世代内での負担の公平を図るため、負担能力に応じた負担を重視する制度への転換を進める。

#### **(医療・介護提供体制の適正化)**

医療提供体制については、関係者間での協議及び都道府県による実効性のある行政上の措置等を通じて、病床の再編等を含め、早急な適正化を推進する。その際、地域の医療需要の将来推計等の情報を基に各医療機能や在宅医療の必要量を含めた地域医療構想を策定し、病床数等の目標設定と政策効果の検証を行うとともに、中長期的な視野に立った工程管理を行う観点からPDCAマネジメントの実施を進める。こうした医療提供体制の再編と併せて在宅医療・介護を進める地域包括ケアの推進を図ることにより、患者がその状態に応じたふさわしい医療等を受けることができるようにするなど入院の適正化を図る。

また、平成27年の医療保険制度改正に向け、都道府県による地域医療構想と統合的な医療費の水準や医療の提供に関する目標が設定され、その実現のための取組が加速されるよう、医療費適正化計画の見直しを検討する。国において、都道府県が目標設定するための標準的な算定式を示す。介護については、第6期以降の介護保険事業計画の策定等に当たり、上記の医療における取組と歩調を合わせつつ、市町村及び都道府県において2025年までのサービス見込量、給付費、保険料を推計し、中長期的な視野に立った工程管理ができるよう、PDCAマネジメントを行う。地域医療構想や医療費適正化計画の策定等に当たっては、国は、都道府県・市町村において必要となる人材の養成、研修等の体制整備の支援を行う。

#### **(保険者機能の強化と予防・健康管理の取組)**

サービス提供の効率化や質の向上を図るためには、保険者機能の強化が欠かせない。国民健康保険については、市町村との適切な役割分担を行いつつ財政運営等を都道府県が担うこととしていく中で、都道府県が地域医療の提供水準と標準的な保険料等の住民負担の在り方を総合的に判断することができる体制や、市町村の保健事業等に対する意欲を損なうことのない分権的な仕組みの構築について、平成27年通常国会への法案提出に向けて検討を進める。国保の医療費適正化への取組を支援する観点から、特別調整交付金を引き続き活用すると同時に、医療費適正化へのインセンティブを強化する観点から、後期高齢者支援金の加算・減算の仕組みの活用を検討する。保険料負担については、世代間・世代内での公平を図る必要がある。後期高齢者医療の支援金について、被用者保険者間で負担能力に応じた負担とすることを検討する。加えて、後期高齢者医療の保険料軽減特例措置について段階的に見直しを進めることや、医療保険制度の持続可能性を中長期的に高めるとともに現役世代との均衡を図る観点から、高齢者の患者負担について更に負担能力に応じた負担とすることについて検討する。また、ICTの活用を更に進める観点から、各保険者が自らの被保険者に対して、レセプト・健診等のデータを利活用した後発医薬品の使用促進、かかりつけ医の協力を得て患者に対する意識改革を進めることによる頻回受診の抑制や、生活習慣病の早期治療等による重症化予防、公的保険外サービスの活用を含む予防・

健康管理の取組（データヘルス）を進める中で、医療費の効率化の効果等を指標とした評価を含めたPDCAサイクルの取組を促す。データヘルスの推進に当たっては、事業者の取組と連携すること等によりインセンティブを強めるなど、各保険者が主体的に保険者機能を強化し、効率化を図っていく仕組みとしていく。また、保険者が被保険者に対して、本人の予防・健康管理への取組に応じてインセンティブを付与する取組を推進する。地域保健・職域保健の連携を推進する。また、離職・転職や結婚等によって国民（被保険者）が保険者の間を移動しても、保険者が当該被保険者の医療情報や健診情報を継続的に知ることができるよう、レセプトデータ等への社会保障・税番号等の番号の導入について検討を早急に進める。

#### **（介護報酬・診療報酬等）**

平成27年度介護報酬改定においては、社会福祉法人の内部留保の状況を踏まえた適正化を行いつつ、介護保険サービス事業者の経営状況等を勘案して見直すとともに、安定財源を確保しつつ、介護職員の処遇改善、地域包括ケアシステムの構築の推進等に取り組む。障害福祉サービス等報酬改定についても同様に取り組む。また、今後の診療報酬改定に向けて、医薬品や医療機器等の保険適用の評価に際して費用対効果の観点を導入することや、医療提供者に対して良質かつ効率的な事業運営を促す報酬の在り方について検討する。

#### **（薬価・医薬品に係る改革）**

医薬分業の下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性・適正性について検証するとともに、診療報酬上の評価において、調剤重視から服薬管理・指導重視への転換を検討する。その際、薬剤師が処方変更の必要がないかを直接確認した上で一定期間内の処方箋を繰返し利用する制度（リフィル制度）等について医師法との関係に留意しつつ、検討する。薬価については、平成26年度診療報酬改定において導入された、一定期間を経ても後発医薬品への適切な置き換えが図られていない長期収載品の薬価を見直す仕組みの効果や、後発医薬品の価格体系の変更による上市状況の変化等を検証しながら、薬価の適正化を図る。加えて、薬価計算の基礎となる市場実勢価格の早期形成を促し、その状況を的確に把握する。薬価調査、更には薬価改定が2年に1度となっている現状の下では、医薬品の取引価格が下落しているにもかかわらず、保険からの償還価格が一定期間据え置かれているため、患者負担、保険料負担、公費負担に影響を与えている。このような現状を踏まえ、調査・改定に係るコストにも適切に配慮しつつ、他の統計に与えている影響や市場価格形成の状況を勘案して、市場実勢価格を適正に反映できるよう、薬価調査・薬価改定の在り方について、診療報酬本体への影響にも留意しつつ、その頻度を含めて検討する。薬価の見直しに当たっては、創薬インセンティブを損なわないよう、薬剤給付費の適正化と先進的な創薬力の維持強化のバランスを踏まえた対応を行う。また、セルフメディケーションが進むよう、医薬品の医療用から一般用への転用（スイッチOTC）を加速するための取組を具体的な目標を設定して推進する。後発医薬品については、諸外国並みの後発医薬品普及率を目指す。そのためにも、医師等への後発医薬品の品質等の情報提供や安定供給のための施策を

推進する。

#### **(年金)**

年金については、マクロ経済スライドを着実に実施するとともに、財政検証の結果を踏まえ、マクロ経済スライドの在り方、短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の拡大、高齢期における職業生活の多様性に応じ一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方、高所得者の年金給付の在り方や企業年金の活用促進等について検討する。国民年金保険料の納付率向上や厚生年金保険の適用促進に向けて、取組を推進する。

#### **(生活保護・生活困窮者対策)**

生活困窮者に対しては、「生活困窮者自立支援法」90 に基づく生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化に取り組む。生活保護を受給する高齢者世帯が増加しているため、高齢者に至る前の40歳代・50歳代の被保護者等の就労へのインセンティブを強化するとともに、被保護者等を取り巻く社会環境を整える。生活保護の扶助費の約5割を占める医療扶助の適正化のため、被保護者に対する後発医薬品の使用促進に努めるとともに、自治体が保健指導を実施すること等により、被保護者の健康管理を支援し、医療機関受診の適正化を図る。また、住宅扶助や冬季加算等の各種扶助・加算措置の水準が当該地域の類似一般世帯との間で平衡を保つため、経済実勢を踏まえてきめ細かく検証し、その結果に基づき必要な適正化措置を平成27年度に講じる。

## **(2) 社会資本整備**

#### **(基本的な考え方)**

社会資本整備については、厳しい財政状況の下、国民生活の将来を見据えて、既設施設の機能が効果的に発揮されるよう計画的な整備を推進する必要がある。また、国際競争力の強化、地域の活性化、国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災対策、老朽化対策等の諸課題に対して一層の重点化を図りつつ、人口減少・高齢化、財政制約の下、民間活力の最大限の発揮等による効率化を図りながら、マネジメントを重視した社会資本整備を計画的に推進することが求められる。このため、集約・活性化、都市・地域再生等の観点からの社会資本の整備目標についての重点化・優先順位付け、インフラの利用の在り方、効果的・効率的な政策手段の在り方等について見直しを行い、以下の取組を推進する。

#### **(民間能力の活用等)**

民間の資金・ノウハウを活用し、できるだけ税財源によらずに効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするため、集中強化期間や数値目標を設定し（コンセッション方式について今後3年間で2～3兆円）、その実現に向けて国・地方が連携して取り組むことで、「PPP91/PFI92の抜本改革に向けたアクションプラン」93の実行を加速する。コンセッション方式を空港、上下水道、道路等へ積極的に導入するとともに、道路上部空間の利用等により、都市再生と一体的な高速道路の大規模改修を可能とする法律の改正を踏まえ、PPPを活用した具体的な事業実施に向け、民間投資を喚起する観点からの容積率の緩和等を含め、検討を加速する。地方公共団体へインセンティブとなるよう官民連携効果

の高い投資へ重点化する。収益施設等を活用したPPP/PFI事業による維持管理・更新を推進するとともに、公営住宅分野において事業に先立ってPPP/PFIの導入を検討する地方公共団体の取組を推進する。地方公共団体の取組を支援するため、国の体制を強化するとともに、国と地方公共団体が連携しつつ、地方公共団体におけるPPP/PFI事業の案件形成機能の強化・充実を図る。また、地域金融機関における取組強化、上場インフラファンド等の市場創設・整備等を通じてPPP/PFI市場への民間資金の流入を促進する。地方公共団体におけるPPP/PFIの推進を支援するため、固定資産台帳を含む地方公会計や公営企業会計の整備推進等を通じ、地域企業を含めた民間事業者によるPPP/PFI事業への参入を促進する。また、地方公共団体が行う公共施設等運営権方式の準備事業等に関する負担について、支援の在り方を検討する。社会資本整備等を支える技術者、技能労働者等が不足することなく、中長期的な担い手として役割を果たせるよう、建設産業の海外展開の支援も図りつつ、技術者、技能労働者等の処遇の改善、教育訓練の充実強化、建設生産システムの省力化・効率化等を推進する。

#### **（賢く使う観点からの取組）**

老朽化が進行しつつある既設のインフラについては、民間活力を最大限活用しつつ、ICTや新技術を開発・導入し、戦略的な維持管理・更新等を全分野について総合的かつ計画的に行うことにより、国民の安全・安心を確保するとともに、中長期的なコストの縮減・平準化を推進する。このため「インフラ長寿命化基本計画」95に基づき、国や地方公共団体はインフラ長寿命化計画（行動計画）等の策定・実施を加速する。その中で、インフラの情報のデータベース化と分野横断的な共有、メンテナンスサイクルの構築や更新等の機会を捉えた用途変更・集約化等の取組を進めるとともに、中長期的な維持管理・更新等のコストの見通しを明確化する。また、既存のインフラネットワークの最適利用を図る。さらに、地域における公的施設について、国と地方公共団体が連携し国公有財産の最適利用を図る。特に、インフラの多くが地方公共団体により管理されていることから、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を内容とする「公共施設等総合管理計画」96の策定・実施を行う地方自治体に対して国の支援を重点化するなどメリハリ付けを行うとともに、必要な知見やノウハウを提供し、人員・技術面の支援を行う。

#### **（選択と集中、優先順位の明確化）**

人口減少・高齢化や厳しい財政制約の下で、民需誘発効果や投資効率の高いインフラ、国際競争力を強化するインフラ（首都圏空港・国際コンテナ戦略港湾・首都圏3環状道路を始めとする大都市圏環状道路等）や国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災等に資するインフラに重点化し、コンパクトシティ等による集約・活性化、インフラの維持管理・更新を効果的、効率的に実施する。地方は、誘導方策や都市計画の見直しを含めた集約・活性化の取組を進める。新設するものについては、計画・設計段階から整備、維持管理、更新等に係るトータルコストの縮減に努める。ハード・ソフトの対策に優先順位を付けてパッケージ化する戦略の実施やPDCAサイクルの中で社会資本サービスの事

業・施策の必要性、優先順位、評価指標の進捗・達成状況を評価し、事業・施策に反映する仕組みを確立する。

### **（３） 地方行財政制度**

#### **（基本的な考え方）**

経済再生の進展を踏まえて、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切り替えを進めていく。経済再生と財政健全化の両立を実現するためには、地域が自らの将来を見据え、地域の活性化、行財政サービスの効率化、公共施設等の統廃合、都市機能の集積化、財源確保に向けて、積極的に努力していくとともに、人口減少等の経済社会構造の変化に円滑に地方公共団体が対応できるような環境整備や地方財政の健全化に向けた取組を加速して進めていく。

#### **（元気な地方を創るための取組の推進）**

「集約とネットワーク化」の考え方に基づき、相当の人口規模と中核性のある都市が近隣市町村と有機的に連携し地域の活性化を図るため、地方中枢拠点都市圏や定住自立圏を形成し、圏域全体の経済成長の牽けん引、高次の都市機能の集積、生活機能サービスの確保・向上といった取組を推進するとともに、条件不利地域における市町村・都道府県の連携の取組を推進する。また、広域化に伴う役割分担や費用分担の成功事例を分析し、横展開を促進する。地方交付税において地域経済活性化の財政需要を算定する「地域の元気創造事業費」を通じて、頑張る地方を息長く支援する。また、「ふるさと納税」の一層の拡充に向けて、手続の簡素化など地方公共団体と協力して取組を進める。

#### **（地方財政改革の推進）**

「中期財政計画」に定められた方針に基づき、必要な地方の一般財源総額を確保しつつ、地方の税収動向等も踏まえて、できる限り早期に財源不足の解消を目指し、地方財政の健全化を図る。歳入については、地域再生の進展を確かなものとしながら、地方税の増収を図る。また、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進める。歳出については、国の取組と基調を合わせ、地方財政計画の計上の見直しを行いつつ、必要な課題の財源を確保するなどメリハリを効かせて重点化・効率化を図る。公営企業等については、公営企業の経営に係る新たな考え方や第三セクター等の経営改革に関するガイドラインを示すことを始め適切な支援を行い、公営企業・第三セクター等の徹底した効率化・経営健全化を図る。

「公立病院改革プラン（５か年計画）」に基づく取組の成果を総務省・厚生労働省が連携して評価した上で、地域医療構想の策定に合わせ、今年度中に、新たな公立病院改革ガイドラインを策定する。

#### **（地方財政の透明性・予見可能性の向上による財政マネジメントの強化）**

以下の取組を促進し、地方公共団体に関する財政マネジメントの強化を図る。

- ・ 公共事業の施行状況について、地方公共団体の予算額、契約済額及び支出済額を四半期毎に公表するほか、一般行政経費等の決算状況の開示の充実を図るなど地方財政について

分かりやすい情報開示を更に進める。

- ・ 各地方公共団体の財政状況が一層比較可能となるよう、統一的な基準による地方公会計の整備を促進する。あわせて、ICTを活用して、固定資産台帳等を整備し、事業や公共施設等のマネジメントも促進する。

- ・ 現在、公営企業会計を適用していない簡易水道事業、下水道事業等に対して同会計の適用を促進する。

- ・ 公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点に立って、更新・統廃合・長寿命化など総合的かつ計画的な管理を行うため、各地方公共団体における「公共施設等総合管理計画」の策定を促進する。

### 3. 公的部門改革の推進

#### (1) 行政のIT化と業務改革、行政改革、公務員改革

国・地方行政のIT化と業務改革を同時・一体的に推進するとともに、行政改革、公務員改革等を進めることを通じて、行政サービスの質の向上を実現し、効率的・効果的な公的部門を構築する。

##### ① 行政のIT化と業務改革

IT総合戦略本部の下、「世界最先端IT国家」の実現に向け、内閣情報通信政策監（政府CIO）を中心に、工程表を取りまとめ、政府情報システムの徹底した運用コスト削減や、国・地方を通じたクラウド化の推進など情報インフラの合理化・再構築、オープンデータ97の推進等の取組を進める。また、IT総合戦略本部の下に「eガバメント閣僚会議」を開催し、全府省が一致協力して、電子決裁の徹底・無線LAN/WEB会議等の活用による働き方の見直しや、社会保障・税番号制度導入・ICT投資に伴う業務改革等の取組を機動的かつ強力に進める。あわせて、業務改革方針の策定・推進等を通じて、業務遂行の効率化と生産性・行政サービスの質の向上を促進する。

##### ② 行政改革

「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」99に基づき、独立行政法人が国民に対する説明責任を果たしつつ、政策実施機能を最大限発揮し、業務の質と効率性を向上できるよう、法人運営の基本となる共通制度を平成27年4月から実施する。各法人の統廃合、特別会計の廃止等については「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」100に基づき適切に対応する。行政事業レビューについては、データや定量的な指標の更なる活用を通じ、客観性の視点を強化する。また、職員による自主的な改善の取組を人事評価に適切に活用することを含め、一層の取組を促していく。内閣官房及び内閣府について、重要政策に関する司令塔機能など本来の役割を十分発揮できるよう、組織、仕組みの効率化・見直しを進める。

##### ③ 公務員改革

内閣の重要政策に対応した戦略的人材配置を実現し、政府としての総合的人材戦略を確立するため、内閣人事局において幹部人事一元管理、女性の採用・登用促進、若手の育成等

を実施するとともに、子育て等との両立支援などワーク・ライフ・バランスを推進する。また、公務員が使命感や誇りを持って職務に取り組める環境を作りつつ、限られた人的資源の中で重要課題に対応できる体制整備を図るため、国家公務員の人事管理・総人件費等に関する基本的な方針を策定する。あわせて、機構・定員管理の基本方針を策定し、ICTの活用など業務改革の徹底等により、平成27年度以降5年で10%以上のペースでの定員合理化の取組と内閣の重要政策への重点的な再配置を行う。国・地方の公務員給与については「公務員の給与改定に関する取扱いについて」101に基づき適切に対応する。

## (2) 財政の質の向上

諸外国における取組強化の動きも参考にしつつ、経済財政諮問会議のチェック機能や分析に基づく提案機能を強化する取組を進める。また、経済財政諮問会議において、経済再生、財政健全化に資する重要な分野について、関係府省と連携を図りつつ、取組状況等を踏まえながら適時検討を行う。概算要求時や予算編成時において、政策評価、行政事業レビュー、予算執行調査等の成果を効果的に活用する。これらの取組を通じて、PDCAの更なる実効性向上を図り、効率的な資源配分を実施する。経済財政に関わる各府省の計画については、その策定、改訂に当たって、マクロの視点から見た総合性、全体性を担保するため、経済財政諮問会議との連携を強化する。また、財政の透明性を確保するため、公共事業予算を始め、国・地方の財政データの分かりやすい情報開示を引き続き推進する。国の財務書類等の活用方法等の検討を進める。事務事業の効率化と必要に応じた民営化や、業務フロー・コスト分析の活用など、公共サービス改革を推進する。社会保障・税番号制度の円滑な導入及びその活用拡大、さらにはデータの利活用に向けて取り組む。

## 第4章 平成27年度予算編成に向けた基本的考え方

### 1. 経済財政運営の考え方

#### (1) 経済の現状及び今後の動向と当面の経済財政運営の考え方

我が国経済は、物価動向がデフレ状況ではなくなるなど、力強さを取り戻しつつある。消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減はこれまでのところ想定内という見方が多いが、反動減からの回復過程については、今後とも注視していく必要がある。早期に成長軌道に復帰させるため、引き続き三本の矢を一体的に推進し、平成25年度補正予算及び平成26年度予算について、実施率目標を踏まえ、早期執行に国・地方を挙げて全力で取り組む。さらに、供給面にも目配りしながら、所得の増加を伴う経済の好循環と民需主導の経済成長に向けた環境整備に取り組む。労働需給が改善する中、一部の業種では人手不足感の高まりが見られることに配慮する。こうした対応の下、平成26年度を通してみれば、堅調な内需に支えられた成長を続けると見込まれる。平成27年度においても、世界経済の回復が期待される中、上述の経済財政運営の考え方に基づく施策の推進により、民需に支えられた、雇用や所得の増加を伴う成長が続くことが期待される。ただし、先行きのリスクとして、金融資本市場の動向、アジアの新興国等の経済動向、電力供給の制約等があることに留意

する必要がある。日本銀行には、2%の物価安定目標をできるだけ早期に実現することを期待する。

#### (2) 中長期的な経済財政の展望を踏まえた取組

相互に関連する経済と財政について、定量的な分析や試算を活用しつつ、中長期的に一体的かつ整合的に展望し、政策運営や制度改革等を検討することが重要である。こうしたことから、毎年度の予算は、経済再生と財政健全化の双方を実現する道筋を踏まえて、編成される必要がある。平成27年度は基礎的財政収支赤字対GDP比半減の目標年次に当たる。デフレからの脱却、経済再生を確実なものとしつつ、目標の着実な達成を目指す。このため、前年度予算同様、「中期財政計画」に沿って最大限努力する。平成27年10月に予定される消費税率の10%への引上げについては、「税制抜本改革法」103にのっとり、経済状況等を総合的に勘案して、平成26年中に判断を行う。経済財政諮問会議では、経済状況等の総合的な勘案に向けて必要な検討を行う。

### 2. 平成27年度予算編成の基本的考え方

平成27年度予算については、本基本方針、「『日本再興戦略』改訂2014」、「中期財政計画」を踏まえ、平成26年度予算に引き続き、民需主導の経済再生と財政健全化目標の双方の達成を目指し、無駄を排除し、厳しい優先順位付けを行い、メリハリのついた予算とする。その際、補助金等についても、真に成長力強化に資するかどうかの観点から厳しく精査することとし、融資等の他の手段の積極的な活用を図る。平成27年度の基礎的財政収支対象経費に関して、非社会保障経費については、前年度に比べてできる限り抑制することとし、社会保障支出についても聖域なく見直しに取り組むことにより、前年度からの増加を最小限に抑える。